

老発第0331022号

平成18年3月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の  
一部改正について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の趣旨及び内容については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発第214号）をもって通知されているところであるが、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第38号）が公布され、本年4月1日より施行されることとなったことを踏まえ、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部を次のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。